

集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の 検証及び再発防止に関する検討会開催要綱

1 目的

平成23年6月28日に全国B型肝炎訴訟原告団及び全国B型肝炎訴訟弁護団と国（厚生労働大臣）との間で締結された基本合意書において、「国（厚生労働省）は、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルスへの感染被害の真相究明及び検証を第三者機関において行うとともに、再発防止策の実施に最善の努力を行うことを約する」とされたところである。

これを踏まえ、過去の集団予防接種等の際の注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染拡大が起きたことについて、その実態及びその経緯等の検証を多方面から行い、それを踏まえて、感染症及び予防接種行政の課題を探るとともに再発防止策の検討・提言を行うため、厚生労働大臣の主催により、学識経験者及び関係団体等の有識者からなる「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」を開催する。

2 構成員

- (1) 本検討会は、厚生労働大臣が関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 本検討会の参集者は、学識経験者及び関係団体等の有識者とし、医療分野、法律分野、B型肝炎訴訟原告及びメディア関係者等から構成する。
- (3) 本検討会は、参集者のうち1名を座長として選出する。
- (4) 座長は、他の参集者のうち1名を座長代理として指名することができる。
- (5) 座長は、必要に応じ参考人を招致することができる。

3 運営方法

- (1) 本検討会の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課B型肝炎訴訟対策室において行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し、必要な事項は本検討会において定める。

附則 この要綱は、平成24年5月8日から施行する。